平成２３年（フ）第８６８号
兵庫県三木市別所町高木927番地の125
債務者　礒野　佳之
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８８号
神戸市須磨区東落合１丁目３番171―202号
債務者　舛谷　　正
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８９号
神戸市灘区六甲台町９番１―505号、従前の住所大阪府枚方市香里ヶ丘７丁目４番地の１
債務者　堀川昌太郎
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目２番６―315号
債務者　桂川　眞理
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４１８号
愛媛県東温市北方2247番地
債務者　河上　　大
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８４号
福岡市南区大楠１丁目６番12―404号
債務者　吉本　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８５号
福岡市南区大楠１丁目６番12―404号
債務者　吉本ひろみ
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１１号
福岡市中央区笹丘２丁目20番31号
債務者　西　　基宏
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２２号
福岡市博多区諸岡３丁目４番18号
債務者　浦野　菜穂
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９号
福岡県八女市黒木町桑原842番地５
債務者　田所　容子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４１１号
宮崎市上野町２番41号　アクトⅢ401号
債務者　朝稲　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２５号
宮崎市下原町236番地７　羽月コーポ103号
債務者　藤澤　　修
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６５号
盛岡市みたけ４丁目４番12号
債務者　佐藤喜久夫
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別328番地の51幸町団地Ａ―101号
債務者　加藤淳一郎
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２０３号
福島市松川町字町端52番地の３
債務者　遠藤　律子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山55番地の35
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
福島県須賀川市台16番地１　オーベルジュ須賀川401号、破産申立時の住所福島県須賀川市古屋敷144番地３
債務者　鈴木小津枝
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
石川県能美市火釜町227番地４、従前の住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字堀尻６番地の１　202号
債務者　坂口　謙一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所小松支部